

公益信託高知市まちづくりファンド助成金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益信託高知市まちづくりファンド信託契約書第37条第1項の規定に基づき、助成金の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 この規程により助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、団体が行う、まちづくり活動（以下「ソフト事業」という。）及びまちづくりに関する施設等の新設、改修、整備等（以下「ハード事業」という。）とする。ただし、次に掲げる事業を除く。

(1) ソフト事業

- ア 営利を目的とする事業、宗教的・政治的事業。
- イ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者が関わる事業。
- ウ 高知市から補助金等の助成を受けている、または、受けようとしている事業。ただし、これらの助成を受けている団体が行う事業でも、目的の異なる事業や他の団体と協働で行う事業は対象とする。
- エ 単発のイベントなど継続性のない事業。

(2) ハード事業

- ア ソフト事業に係る経費が全体の経費の3割を超える事業。
- イ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者が関わる事業。
- ウ 営利を目的とする事業、宗教的・政治的な事業。
- エ 高知市から補助金等の助成を受けている、または、受けようとしている事業。

(助成金のコース及び内容)

第3条 この公益信託の助成金のコースは次に掲げるとおりとする。

(1) ソフト事業

- ア 「ふくしでまちづくり」コース
- イ 「まちづくりたまご」コース
- ウ 「学生まちづくり」コース
- エ 「まちづくりはじめの一步」コース
- オ 「まちづくり一步前へ」コース

(2) ハード事業

- ア 「まちづくり拠点整備」コース

2 前項各号に掲げる助成金のコースの対象団体（以下「助成団体」という。）、助成額、助成回数、助成事業期間、及びその他の助成に係る内容は、別表に定めるとおりとする。

(助成団体)

第4条 この公益信託の助成団体は、別表に定めるもののほか、活動拠点が高知市内にある18歳以上の構成員が3名以上の団体で、そのうち3分の1以上が高知市民（高知市に居住、通勤または通学している人）で構成される団体とする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成団体が行う助成対象事業に要する経費（会場費や印刷費、材料費等）とし、日常的運営費（事務局の維持管理費や人件費等）は対象としない。

(応募申請)

第6条 助成金の給付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、指定された期間までに、応募用紙に必要書類を添えて、指定された場所に提出しなければならない。なお、同一年度内において複数の助成コースに対し助成を申請することはできないものとする。

(助成団体の決定)

第7条 助成金の給付を受ける団体（以下「助成団体」という。）は、公益信託高知市まちづくりファンド運営委員会（以下「運営委員会」という。）における選考により決定し、原則として公開で審査（以下「公開審査会」という。）を行うものとする。

- (1) 「ふくしでまちづくり」コース、「まちづくりたまご」コース、「学生まちづくり」コース、「まちづくりはじめの一步」コースは、申請団体が提出した応募申請書に基づき、運営委員会による書類審査を経て、助成団体を決定する。
- (2) 「まちづくり一歩前へ」コース、「まちづくり拠点整備」コースは、書類審査及び公開審査会において、申請団体が事業の目的、内容等についてプレゼンテーションを行い、運営委員会による選考を経て助成団体を決定する。

(助成金の給付)

第8条 公益信託高知市まちづくりファンドの受託者である株式会社四国銀行（以下「受託者」という。）は、前条の選考の結果に基づき、すみやかに助成金の給付を行う。

ただし、「まちづくり拠点整備」コースについては、改修工事等に充当する金額確定をもって給付とする。

(変更報告)

第9条 助成団体は、事業の内容や事業経費に変更が生じた場合は、すみやかに受託者に届けなければならない。

(活動報告)

第10条 助成団体は、中間発表会及び最終発表会に出席し、活動内容等を報告しなければならない。

2 中間発表会は、原則として毎年1月に公開により開催するものとし、助成団体はその時点の活動状況を報告し、運営委員会から活動に対する助言等を受けるものとする。

3 最終発表会は、原則として毎年7月に公開により開催し、助成団体の今後のまちづくりに関する活動を充実させることを目的として、活動の成果の発表等を行うものとする。

(最終活動報告)

第11条 助成団体は、助成事業期間の6月末までに最終活動報告書を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第12条 助成団体は次の各号のいずれかに該当する場合は、給付された助成金を返還しなければならない。

(1) 応募用紙に記載した目的以外に助成金を使用したとき。

(2) 事業が中止になったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明したとき。

(4) 最終活動報告により助成の対象となる事業経費に差額が生じたとき。

(助成金規程の変更)

第13条 受託者は、この規程を変更するときは、運営委員会の意見又は勧告を受け、かつ信託管理人の承認を得て行わなければならない。

附 則

1 この規程は、平成15年5月6日から施行する。

2 この公益信託の初年度の応募申請書提出期限は、第6条の規定にかかわらず、平成15年7月10日とする。

3 この公益信託の初年度の間接報告会は、第10条第2項の規定にかかわらず、平成16年1月に開催するものとする。

4 この規程は、平成16年4月1日から改正実施する。

5 この規程は、平成18年4月1日から改正実施する。

6 この規程は、平成25年4月1日から改正実施する。

7 この規程は、平成29年8月1日から改正実施する。

8 この規程は、令和4年8月1日から改正実施する。

9 この規程は、令和6年10月1日から改正実施する。

別表（第3条関係）

(1) ソフト事業

コース名	助成対象団体	助成上限額 ・助成率	助成決定 方法	助成 回数	助成事業期間
ふくしまちづくり コース	次に掲げる要件を満たす団体 (1) 市内を対象とした活動を行う団体	10万円 100%	書類 審査	1回	8月～翌年6月
まちづくりたまご コース	次に掲げる要件を満たす団体 (1) 市内を対象とした活動を行う団体	3万円 100%	書類 審査	1回	8月～翌年3月
学生まちづくり コース	次に掲げる要件を満たす団体 (1) 18歳以上の学生3名以上で構成される団体であること (2) 市内を対象とした活動を行う団体	5万円 100%	書類 審査	4回	8月～翌年6月
まちづくり はじめの一步 コース	次に掲げる要件を満たす団体 (1) 市内を対象とした活動を行う団体	10万円 100%	書類 審査	1回	8月～翌年6月
まちづくり 一步前へ コース	次に掲げる要件を満たす団体 (1) 市内を対象とした活動を行う団体	30万円 100%	書類 審査 ・ 公開審査会 における 審査	3回	8月～翌年6月

(2) ハード事業

コース名	助成対象団体	助成上限額 ・助成率	助成決定 方法	助成 回数	助成事業期間
まちづくり 拠点整備 コース	次に掲げる要件を満たす団体 (1) 市内における、まちづくりに関する施設・設備等の新設、改修、整備等を行う団体	100万円 100%	書類 審査 ・ 公開審査会 における 審査	1回	8月～翌年6月